



第29回通常総会を開催、宮入利和新会長が選任されました



当協議会の第29回通常総会が、7月26日にメルパルク大阪(大阪市淀川区)で開催されました。総会には会員他、農林水産消費安全技術センター(FAMIC)神戸センターの寺野重造所長、

野重造所長、浅木仁志次長に来賓としてご出席いただきました。

定足数、57会員中、出席19、委任状提出34を確認した後議案審議に入りました。主な議案は①平成23年度事業報告②平成23年度決算報告、同監査報告③平成24年度事業計画案④平成24年度予算案⑤表彰⑥役員改選⑦関連議案その他報告、依頼事項。

③では今年度も肥料取締法改正点の説明会などの研修会の開催や、業界団体の行うフラワーイベントへの協力出展などの活動を行っていくことを決定。⑤では協議会への永年の功勞により丹羽幸夫前常務理事と平田善範前事務参与に感謝状が贈られました。⑥では、宮入利和新会長(日清ガーデンメイト(株))以下の新役員が選出されました。

総会終了後は、肥料取締法の改正点の説明や、有機JAS資材評価協議会の渡邊義明代表理事による記念講演となりました。同協議会は有機農産物のJAS規格に適合する農業資材を認定する企業29社で、昨年設立されたばかりの機関で、講演では設立の経緯や適合の判断基準などを解説されました。

宮入利和新会長



当協議会は昨年の放射能問題からその位置づけが重く、また新たな局面を迎えていると感じています。来年、当協議会は30周年を迎えます。これまでの協議会の歴史の流れに逆らうことなく、当協議会が発展できるよう私も身を粉にして頑張っていく所存です。簡単に申しまして私が会長になったからといって、当協議会の流れが変わるということは有りません。この30年の歴史をしっかり認識し、また新たなページを開いていくことに邁進努力していく次第です。ただ、先ほども申しましたようにここ数年、当協議会のポジションは今までの「伝達機能」というものから、放射能問題等々を踏まえて「調整機能」というものも必要とされて、今までのポジションより重いものになってきていると考えています。

そのような中で、私が会長としてこの職に当たるに際して、前任の小塚会長様も仰っていたように、消費者に安全・安心な商品をお届けすることに、一番の主眼を置いてこの会の運営をしていきたいと思っています。

また、会の運営に於いては農林水産省、FAMIC様の指導を活かしながら、この家庭園芸の肥料と用土の市場が拡大発展することを最大目的として頑張ってまいりますので、今後とも皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
神戸センター 寺野重造所長

来賓祝辞

来賓祝辞 寺野重造所長
昨年の3.11の震災以降、消費者の皆さんは非常に安全・安心に関心が高くなっています。そういう意味で皆さん方も、ご苦労されているのではないかと考えています。また、震災で被害を受けられたメーカーの方もおられるかもしれませんが、それも大変だろうなと思っています。肥料を巡る状況は、農家の高齢化や農産物価格の低迷等により右肩上がりという状況ではないが、家庭園芸肥料や用土は若干違う状況にあるのではないかと期待しています。



明日から私も楽しみにしているロンドンオリンピックが始まりますが、イギリスといえばガーデニング。オリンピックで日本人選手が勝つことだけでなく、ガーデニングが広がるひとつのきっかけになればよいのではないかと考えています。肥料全体の伸びは難しいかもしれないが、こういう機会をうまく使って家庭園芸用の肥料や用土の需要の拡大や発展できるのではないかと期待しています。

さて、私どもFAMICの検査でも3.11以降、污泥肥料や堆肥の放射線に対する検査をさせていただいているが、私どもの担当しているものからはそう大きな値は出ていないし、比較的安全なものが流通していると思っています。本年も引き続き放射線の検査を続けていきますが、安全性の点から有害物質を含む可能性のある肥料に検査の重点を置いていきたいと思っていますので、引き続き皆様方のご理解とご支援をお願いします。

我々から公定規格の改正点についてご説明させていただきますが、消費者の安心・安全のためにもこうした機会を通じてできるだけ色々な意味での意見交換や意思疎通を図ることが重要ではないかと思うので、公定規格の改定に限らず何でも言っていただければと思います。

小塚純一前会長



この2年を振り返って当協議会の活動を紹介してごあいさつに替えさせていただきます。昨年は震災に伴う放射能の問題や、業界を取り巻く経済環境、肥料原料の事情等によって大きな影響を受けた年でした。さらに今後も異常気象や肥料原料の高騰等、ますます色々な変化が予想される時代になってきました。

一方で、ユーザーの安全・安心に関する関心や、ネット情報の氾濫により、正確な情報把握こそが消費の健全な発展に大切と思われます。

当協議会は関係省庁の皆様ときちんと連絡をとり、メーカーや関係団体の皆様に情報をお伝えし、正しい情報の提供によって健全な消費にむけ、より一層情報を密に取り合っていく必要があると思います。

来年度、当協議会は設立30周年を迎えます。スタート時点では、家庭園芸肥料のビタミンや(液肥)色の問題など、消費者の方により使いやすい園芸肥料にするために協議会を設立した経緯があり、そうした原点に戻り、情報を整理してきちっとお伝えしていく必要があると思われます。

新旧会長あいさつ

有機 J A S 規格の使用可能資材の登録と家庭園芸資材の表示について

記念講演

有機 J A S 資材評価協議会 代表理事 渡邊 義明 氏

有機 J A S 法と資材評価協議会設立の経緯

私は㈱アファスの有機の登録認定者の1人で、今日本には農水省認定の登録認定会社が60社あり、認証活動を行っています。有機 J A S 資材評価協議会には現在その内の29社が参加しています。29社で有機 J A S の認定を受けている生産者は95%になります。

2000年に制度が始まって12年経ちますが混乱が長く続き、アファスで×のところ、他所では○ということがよくあり、この結果認定取り消しや業務停止ということもありました。それで今回の共同機関を作りました。資材協議会は農水省のホームページにも出てきます。

その資材が使えるか使えないか、登録された資材が農水省のホームページに掲載されます。ただ、今からはじめてのでどれだけ資材を登録できるかはこれからです。

有機の周辺事情からお話すると、日本の有機生産は全体の0.2%しかありません。認定を受けてない有機にあたるものも、その3倍くらいだと思います。

日本と世界の有機の話をかいつまんでしますと、日本では1971年に日本有機農業研究会が作られ、これをもって日本の有機運動が開始となったと認識されています。その翌年、世界的なアイフォーム（国際有機農業運動連盟、I F O A M）という団体が、世界の連合体として作られました。私の会社がその事務局をしています。92年に日本では「有機農産物及び特殊農産物の表示に関するガイドライン」ができました。99年7月に有機認証制度が国会を通過し、同月に国連のコーデックス委員会（F A O 及び W H O により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の策定を行っている）が有機のガイドラインを決定。施行例・施行規則は翌年できました。

2000年1月20日に有機の農林規格が制定され、認証制度は6月9日の告示。2001年の4月1日から表示規制が始まり、有機の検査認証を受けないものは「有機」と表示してはいけなくなりました。2002年に J A S 法の改正が行われ罰則を強化、今まで100万円以下の罰金だったのが1億円に上げられ、懲役1年以下を科すと追加されました。有機の指定農林物資という制度を作り、国が厳格に統制するはずでしたが、これではうまく行かず制度を変えました。認定の取り消しを大臣しかできなかったものを、2006年に登録認定機関に取り消し権限を持たせました。

制度の仕組みは、農林水産大臣に認可申請して登録された登録認定機関に対して、農業生産者や加工業者、畜産業者が申請を出し、認可を受けると自己格付けで有機表示をする権利を得ます。

日本では有機農産物と有機農産物加工食品の2つだけが指定農林物資です。ところが日本の有機の規格は、有機農産物、有機農産物加工食品、有機畜産物、有機飼料の4つがある。有機農産物と有機農産物加工食品以外の2つにはマガイ物があっても通ってしまうのが現状。

指定農林物資の対象は J A S 法に入れた結果、飲食料品だけ。日本ではオーガニックコットンやオーガニックコスメなどには J A S マークは貼れません。皆さんの肥料や培土にも J A S マークは貼れません。ここまでが前提の話です。

有機栽培に使用する資材は、ヨーロッパは認定機関が資材の認定をしているのに対して、アメリカでは日本の資材協議会と同じような組織がやっています。アメリカは民間機関が

委託でやっているのに対して、日本の協議会は正会員が投票権を持ってやっているところが違います。

設立趣旨を抜粋しましたが、多くの人が同じ J A S マークを貼るのだから、同じ品質が必要だが、それが出来なかった。そのためには資材の共通の評価が必要だということは皆思ってきた。これをするためのものです。



有機 J A S 評価の難しさ

一番大きな問題は肥料販売業者の理解不足で、「有機で使えます」と書いてあると生産者は使ってしまいがちですが、不適合資材が使われることになってしまいます。

2点目には生産者の理解の不足があります。原材料と製造工程でそれぞれ沢山の加工資材も使われており、農家一軒では確認ができません。制度では、1つずつ自分で調べて、自分が適合資材と判断して格付けすることになっていますが、実際にはできません。

3つ目は判断の違いで、ある認定機関の認定したものの3割がうち（アファス）では×になります。事業所にとっては不公平であり、×のものがある認定機関が○にした場合、結局有機登録を消されるというようなことが続いてきました。

このため認定機関は（調査に）多大な労力と時間を費やさねばならなくなり、今回の資材協議会を作ることになりました。

肥料、土壌改良材、培土、農薬、調整用資材、J A S には使えるものは手順書の表に載っているもの以外にもありますが、そういうことについて審査をして、適合したものは使用可能資材リストにしてホームページで発表することにしました。

収穫後の管理でも、汚染と混合があってはならないのでここでも資材を審査します。加工の場合も、収穫物と加工工場の管理は同じ。これで適合かどうかを見ます。これからリストが充実してくれば、間違いも無くなるでしょう。

農水省は2年間かけて判断手順を決定しましたが、これから資材を見ていくと上手く行かないことも起きると思うので、それは資材協議会が手順書の改定案を作って農水と協議することになっています。

資材協議会はいずれ東京、大阪、札幌、熊本の4箇所で開催会を開こうと思っています。資材協議会の確認を受ける場合は、必ず1社で1人以上が開催会（5時間の講義）を受けることを義務付けています。

有機生産で使える資材・使えない資材

有機生産の原則は、①農業の自然循環機能の維持増進を図ること②有機肥料を使用し、化学的に合成された肥料と農薬の使用は避けること。ただし微量要素のように使用を避けられないものの使用は認めています③農地の生産力（土づくりといいますが）を発揮させること④農業生産による環境負荷をできるだけ低減させること、の4点です。

ちょっと注意しなければならないのは、水耕栽培、ロックウール、ポット栽培は有機 J A S の認証の対象ではないと結論が出ています。

肥培管理にも（2条の生産原則で）肥料や土壌改良材につ

いて前提があります。これは「当該ほ場において生産された農産物の残さによる堆肥の施用又は当該ほ場もしくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図る」これだけでやれということです。自己のほ場の残さと周囲のミミズと土着菌、これだけでやるのが有機農業・有機生産。ただ、これでうまくいかなかった場合は、別表1にリスト化しているものを使っても良いことになっています。

もう1つ「ほ場もしくは、その周辺以外の生物を導入してもよい」を入れました。これは嫌気性菌や好気性菌（などの有用微生物菌）を買って行う場合があるからです。

次に考え方ですが、手順書で一番長い議論をした重要な部分ですが「化学的処理とはなにか」「化学的に合成された物質とはなにか」「(同物質の)添加とはなにか」の定義です。

化学的処理には、製造工程で化学合成反応を起さない場合、最終的な製品に使用した化学合成物質を含有しない（加工状態）場合を含みます。

化学的合成物質とは、化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化等の化学変化を含まない）によって、化合物の構造の新たな物質に変化させることを化学合成といい、これにより得られた物質のこと。これが一番論争になりました。特にけん化が入っていることが、日本の特徴です。欧米ではこういう書き方はしていません。

添加は、製造工程において化学的に合成された物資を添加することを指す。（助剤的なものや、触媒的なものも添加に含まれる）。これがよくメーカーから取ると出ていない。「浸漬」と書いてあっても、水なのか亜硫酸なのか何に浸漬したか書いていない。

続いて「製造工程の範囲」はどこまでか。①資材の製造場における、原材料の投入から製品の包装までの工程。主原料があって、添加剤があり、加工助剤があり、この全てを評価することになる。②別表1の基準の規格を見ていきましょう。（例えば）ゼオライトでは「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来のものであること」と記載があります。この場合は化学的処理を行っていない。原材料と製造工程を元に戻って評価する必要があります。

遺伝子組換え作物や微生物資材等の取扱

有機の原則で、もう1つ大きなものは「組換えDNA技術」で、使用してはならないとあります。現在、日本で出回っているものは8点（大豆、トウモロコシ、ばれいしょ等）あり、その農産物や加工食品です。しかし①植物及び残さ由来の資材として、有機でない資材でも使える②（堆肥関係で）発酵、乾燥又は焼成した排泄物由来の資材③食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材（大豆や菜種油カスなどで、これは遺伝子組換えが多い）。④発酵した食品廃棄物由来の資材（レストランからの生ゴミ等）は、許容するとしています。出来る限りは遺伝子組換えがされていないものが多いのですが、出来ない場合は認めるといことです。

もう1つは「微生物の培地」です。メーカーが販売するため発酵用の酵母や菌などを培養する培地は許容しますが、それを農家や他メーカーが買って増殖したものは認めないといことです。その培地のほとんどが最終製品の資材に残る場合は、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質を使用しないことが要求され、初期の種菌の培地のように培地が最終製品の資材に残らないものについては、特に培地について制限はないとしました。

他の資材で注意が必要なのは、泥炭（ピートモス）です。基準は「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。カナダとかを見ていると、一部化

学処理されたものがあるので、注意が必要です。ただし、土壌改良材としての使用は育苗時に限られます。肥料としては限定されておらず、肥料の公定規格でも泥炭が使われる場合があり、これは認められています。ピートモスのほ場での使用はだめですが、ブルーベリーは酸性土壌を必要とするので、植え穴までの施用は認められています。東北や北海道では融雪剤として使うという人がいますが、結果として本ほ場に大量に入ることになるので、融雪剤としての使用は認められていません。

農業では木酢などの特定農業で長い議論がありましたが、今回決着しました。「農業を別表1で使用してはいけないが、逆に特定防除資材の評価中の資材は、防除効果が公式に認められていないものであるから、別表1で評価してもよいと解釈できる。もともと特定防除農業（というカテゴリー）は有機のために出来た制度で、自己責任で使えると農水省からの通知がある。土壌改良材として木酢は使えらるとともに、農業としては評価中のものについてはここで判断してよい」と決着しました。

皆さんの考える「有機栽培」との違い

皆さんが通例考えている理解との違いで問題になることを挙げておくと①肥料取締法と有機JAS規格の有機肥料との関係で、これまでの有機栽培農家は「有機無農業栽培」などの言い方をしていましたが、この場合の有機とは有機質肥料のことでした。ところが有機JAS規格はそうではなく、天然物質や化学処理していない天然物質に由来するものといところが違います。有機質肥料とは、有機JAS規格で使用できる資材のことではありません。②逆に化成肥料という登録がありますが、有機質原料に灰と飛粉（コンニャク製粉時に出る副産物）などを造粒材として混ぜても化成肥料ということになります。公定規格上で化成肥料に分類されるものでも、有機JASで使えるものはあります③有機栽培では無機資材を使ってはいけないと思われがちだが、無機質肥料でもミネラル系資材、微量元素系資材のように有機資材として使えるものもあります。

皆さんへのお願いは、「有機JAS規格別表に基づく使用可能資材リスト」という名前を使う予定ですが、仮に登録を受けていない場合は「対応資材」と自分でいうのは認められていますが、いままで多くのメーカーは「有機適合」といっていたが、これは止めてもらいたい。適合を判断するのは、登録認定者と生産者自身と資材協議会だからです。



講演後に行われた
質疑応答の内容です

【Q】家庭園芸で用土を製造販売していますが、ポット栽培では有機JASの認定はできないということでしたが、有機JASの認定資材としては扱っていただけないのですか。

【A】有機JASの認定自体はほ場に対するものです。規格をちゃんとクリアした有機ほ場で生産した農産物には（有機JASマークを付けて）OKということです。ポットがだめ（ほ場として認められない）というのは作物が認められただけで、資材は別です。有機資材としての評価を受けることはできますし、それを家庭菜園で使うことは自由です。有機を始めるのにベランダや屋上栽培は、よい入り口です。

なお、認定という言葉は使用しないで、有機JAS規格に使用可能な資材リスト登録しようと思っています。

【Q】私たちが別表に登録させていただいた時、ポットやプランターでの栽培法を表示したら、違う用途での使用という

新役員の皆さん

今総会で次の方々が、役員に選出されました。(敬称略)

会長	日清ガーデンメイト株式会社	宮入利和
副会長	株式会社JOYアグリ	小森強志
〃	中島商事株式会社	中島吉之
理事	旭化学工業株式会社	大原詔雄
〃	住友化学園芸株式会社	河合史郎
〃	株式会社刀川平和農園	刀川マリヤ
〃	株式会社東商	大石敏也
〃	株式会社ハイボネックスジャパン	村上恭豊
〃	株式会社花ごころ	小塚純一
〃	フマキラー株式会社	大下一明
〃	レインボー薬品株式会社	加々美隆信
監事	株式会社サカタのタネ	内山理勝
〃	タキイ種苗株式会社	河村良司

優良会員表彰規程を新設しました

今総会で新たに優良会員の表彰が規定されました。協議会の事業に功績があったり、メーカーとしての優れた取り組みに対して団体や個人を表彰することで、会員相互の連携の強化と向上を期するものです。皆様のご協力をお願いします。

表彰者の選考基準は次の2項目です。

①家庭園芸用肥料と用土の生産、輸入、販売等を通じて、本協議会の発展に寄与し、会員の模範になると認められるもの。

②家庭園芸肥料と用土の品質を保全するための知識及び技術の向上、普及、啓発並びに家庭園芸用肥料と用土業界の振興に寄与し、功績が顕著であると認められるもの。

(平成24年7月26日施行)

◇ご指摘を受けることはありませんか。

【A】有機JASでは「有機として使える肥料や土壌はこれである」と決めているだけです。それをどう使うかには関わっていません。

【Q】家庭園芸資材では保湿度・保肥力を上げる時にピートモスを使用します。カナダ・ニュージーランド産、北海道の草炭などは品質も安定していますが、有機として使用できないのはなぜですか。

【A】イギリスの提案で石油や石炭と同じ枯渇性資源であると2004年にコーデックス委員会で決定されたためです。日本ではすぐに規制され、育苗にのみ使用が認められました。提案した欧州では現在は制限されておらず2030年からとなっています。

ピートモスはダメでも、天然物質で化学処理されていない亜炭は認められています。

【Q】さきほど「化学物質の定義として、製造工程において亜硫酸などの助剤的なものを使ったものはだめだ」とお話がありましたが、トウモロコシの胚芽を潰して肥料にする(亜硫酸を使用する)ラインと、なたね種子を潰して肥料にする(亜硫酸を使用しない)ラインを、同じラインで行なった場合にはコンタミネーション(混入)が起こる可能性があります。その場合はそのなたね油かすも有機資材として認められませんか。

【A】同じラインを使う申請があった場合、書類審査の場合は共用時の混入はできるだけ除去してくださいと注意書きで対応していきます。あるメーカーでは押し出し洗浄をすと言っています。(質問者「コンタミネーションの可能性がある場合は、基本的に共洗いをやって防いでいると明記すれば、同一ラインを使用してもよいということですか」)それは、書いてもらうようお願いしてゆきます。

会員紹介

◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています

レインボー薬品株式会社

〒116-0014

東京都荒川区東日暮里 6-60-10

TEL03-6740-7777 FAX03-6740-7000

<http://www.rainbow-f.co.jp/>

レインボー薬品株式会社は昭和45年に世界で初めてアンブル型の植物活力剤を製造販売したことをはじめに、皆様の快適な暮らしのお手伝いができる数多くの家庭園芸用肥料・殺虫剤・除草剤などをお届けしています。これからも「人と環境との虹の架け橋」となるべく、環境改善型企業として、安全性が高く使いやすい製品の開発・販売にチャレンジしてまいります。

保土谷アグロテック株式会社は、保土谷化学アグログループの緑地管理分野向け農薬・資材の研究開発・製造・販売を担う会社として、2011年4月に設立しました。お客様の立場に立って、使い易さ・安全性・環境保全を追求した商品開発・生産・販売体制を通して、日本の緑地管理分野に貢献できるよう取り組んでおります。家庭用園芸用薬剤・資材を通して、緑豊かで潤いのある生活環境をお客様とともに、築き・育み・守ってまいります。

保土谷アグロテック株式会社

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2-4-1

TEL03-5299-8230 FAX03-5299-8285

<http://www.hodogaya-agrotech.co.jp/>

事務局より

第29回通常総会において次の異動が報告されました。

【平成23年度期入会】

森産業株式会社(北海道) 23年7月15日

創和リサイクル株式会社(東京) 23年9月2日

株式会社エマタ(栃木) 23年9月12日

コスモ誠和アグリカルチャ株式会社(東京) 23年9月30日

太陽殖産株式会社(兵庫) 24年2月7日

【平成23年度期末退会】

株式会社阪和用土センター(大阪)

セントラル合同肥料株式会社(東京)

東京総備株式会社(東京)

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 財団法人日本肥糧検定協会関西支部気付

TEL 078-332-6491 FAX 078-332-6545 <http://www.a-hiryoyouido.com/>